

まなみーる岩見沢市民会館・文化センター ピアノ調律に関する規則

(2025 年 4 月 1 日施行)

■ 料金表

作業内容	料金 (税込)		備考
	大ホール (スタインウェイ製)	中ホール ※および小部屋 (ヤマハ製)	
基本調律	25,300 円	22,000 円	ピッチは基本的に A=442 ヘルツで調律。所要時間は概ね 2 時間を要します。ピッチ変更をご希望の方は下記「ピッチ戻し」料金を別途申し受けます。(また、所要時間も延びる場合がございますのでご相談下さい)
立会い	3,300 円 × 時間		基本調律後→リハーサル～終演までの間、調律師を立会わせる場合にかかる料金です。リハーサル中の不具合や演奏者の要求に応じた調整、本番中・休憩中における調整を行う場合に適用されます。
再調律	12,650 円	11,000 円	例として、基本調律後の立会いはせず、リハーサル終了後(等)にホールに戻り、演奏者の要望を確認のうえ、再調律・調整等の作業を行う場合にかかる料金です。
ピッチ戻し	25,300 円	22,000 円	A=442 ヘルツを基準とし、前後 1 ヘルツ以上の変更については、終演後または、後日に A=442 ヘルツに戻さなければならないため、左記料金を申し受けます。

■ 登録調律師 ※ 2025 年 4 月 1 日更新 ※登録順掲載

No.	大ホール (スタインウェイ製)	No.	中ホール (ヤマハ製) ※および小部屋
1	多米 實 (タメ ミノル)	1	稲毛 哲也 (イナゲ テツヤ)
2	小林 雅巳 (コバヤシ マサミ)	2	神田 敬志 (カンダ タカシ)
		3	渡邊 慎也 (ワタナベ シンヤ)
		4	大村 和知 (オオムラ カズトモ)

■ ピアノ調律に関する規則

- 岩見沢市民会館・文化センター(以下「当館」)をご利用の際、ピアノの調律を希望される方は、上記料金表を参照いただいた上で、調律作業日の約 2 ヶ月前までに注文をお願いします。【別紙様式 1 にご記入のうえお申込み下さい】
- 調律は承認された貸館利用時間内に行って下さい。公演の都合上、時間外の作業が必要な場合は、別途ご相談下さい。
- 調律料金は作業当日に調律師へ直接現金でお支払い下さい。
- 過度な奏法によって鍵盤・弦等にダメージを与えた場合、原状復帰のための費用を請求する場合がございます。
- 当館では「登録調律師」の制度を導入しています。利用者が調律を希望する場合、当館が定める登録調律師の中から指定し実施して下さい。調律師の指定(希望)がない場合は、当館が代行して調律師の依頼を行います。
- 利用者が登録されていない調律師を指定する場合は、事前に当館の承認を得て下さい。その手続きは、当該調律師の資格等を審査するために当館所定の申請書【別紙様式 2】にて公演 2 ヶ月前までに申請し、当館とピアノ保守点検受託者とが協議し臨時登録の可否を判断します。臨時登録は申請公演のみ有効とします。
- 利用者が臨時登録の条件に満たさない調律師を指定してピアノの調律を行う場合は、楽器管理の都合上、当館の登録調律師を立会わせるものとし、その立会い料は利用者負担とします。(立会い時間・内容等を考慮しながら見積書を提示します。)
- 登録調律師のスケジュール上、注文をお受けできない場合がございます。その場合、ピアノ保守点検受託者と調整のうえ、代役となる調律師の派遣をします。

【様式1】

調律依頼書

申込日 年 月 日

催事名：					
リハーサル日程：	年	月	日（ ）	：	～ ：
本番日程：	年	月	日（ ）		
	開場	：	／開演	：	／終演予定 ：
演奏者：					
主催者：	団体名 担当者氏名 TEL（ - - ） FAX（ - - ） E-mail @				
調律希望日時：	年	月	日（ ）		
	開始時間	：	／UP時間	：	
ピアノ機種：	☐ 大ホール（スタインウェイ製） ☐ 中ホール（ヤマハ製） ☐ 小部屋（室名 ）				
ピッチ指定：	☐ A=442 ヘルツ ☐ ピッチ変更を希望する（ ヘルツ）※ ピッチ戻し料金がかかります				
調律師の指定：	☐ 登録調律師（氏名 ）に依頼します。 ☐ 調律師の指名はありません。 ※ 当館へ一任 ☐ 調律師の臨時登録を申請します。 ※ 別紙様式2へ記入のうえ申請して下さい				
立会い：	☐ なし / ☐ あり（ 月 日 ； ～ ； ）				
再調律：	☐ なし / ☐ あり（ 月 日 ； ～ ； ）				
連絡事項：					

指定管理者記入欄

受付日： 年 月 日（ ）

受付担当者： 返信者： 返信日： 年 月 日

【様式2】

調律師の臨時登録申請書

申請日 年 月 日

1. 当館が定める登録調律師以外の調律師を指定する場合は、本様式へ必要事項を記入のうえ当館の承認を得て下さい。当館とピアノ保守点検受託者とが協議し厳正な審査のうえ臨時登録の可否を判断します。臨時登録は申請公演のみ有効とします。
2. 別紙様式1に添付し申請して下さい。また、臨時登録は公演日からさかのぼって2ヶ月前までに申請して下さい。期限を過ぎてからの申請は受理しかねます。
3. 利用者が臨時登録の条件に満たさない調律師を指定してピアノの調律を行う場合は、楽器管理の都合上、当館の登録調律師を立会わせるものとし、その立会い料は利用者負担とします。

催事名：			
調律師氏名：	(フリガナ：) 年齢：		
所属：	☐ あり (企業名・団体名) ☐ フリーランス (企業名・団体名)		
住所：	(〒 -)		
連絡先：	TEL - -	/ E-mail @	
所持している 国家資格 修了証等：	ピアノ調律技能士 ☐ 1級 ☐ 2級 ☐ 3級 (登録番号：) その他修了証等 ()		
略歴：			

指定管理者記入欄

受付日： 年 月 日 ()

返信日： 年 月 日 ()

審査結果： ☐ 臨時登録を認めます ☐ 臨時登録を認めません

まなみーる岩見沢市民会館・文化センター指定管理者 NPO 法人ハマナスアート 印